

# ちゅうおう 消費者だより

P.1 中央区消費生活展 2021

P.2~4 「デジタル終活」 デジタル遺品について考えてみましょう

第181号

編集発行

中央区消費生活センター  
☎3546-5332

令和3年10月

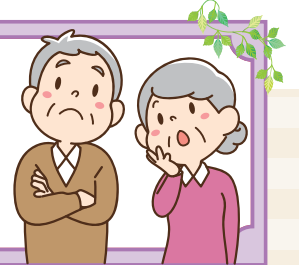
ホームページ  
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

特集!

## 「デジタル終活」

P.2~4

デジタル遺品について考えてみましょう



お知らせ

## 中央区消費生活展 2021

～快適なくらしを求めて～

日時

11月14日(日)

午前10時～午後3時30分

会場

月島区民センター1階  
(月島4-1-1)

安全で快適な暮らしに役立つ情報を幅広く紹介します。

クイズラリー参加者には、素敵な景品を用意しています。(なくなり次第終了)

(主催) 中央区・中央区消費者友の会

(協賛) パルシステム東京暮らしを守る会・生活協同組合コープみらい・(一財)関東電気保安協会・東京ガス(株)・東京都水道局・東京都下水道局・東京都生活文化局計量検定所



### 中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談  
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く。)

所在地 〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所1階

<http://chuo-consumer.genki365.net/>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

VEGETABLE  
OIL INK

# 「デジタル終活」

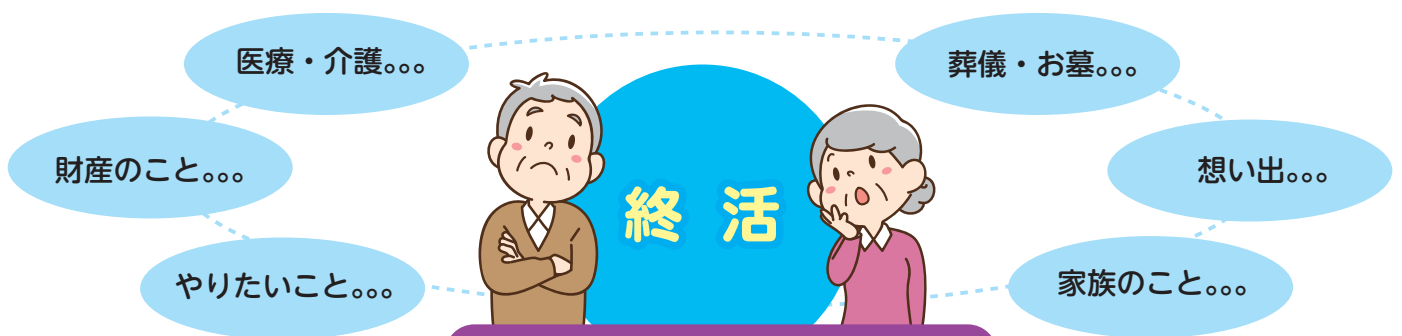
## デジタル遺品について考えてみましょう。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「新しい生活様式」が提唱され、勤務形態や消費行動などが大きく変化しています。テレワークが推進され、消費者もインターネットで情報を得ることが通常化し、スマートフォンの利用も子供から高齢者に至るまで拡大しています。その一方で、インターネットの急速な普及からデジタル時代ならではの消費者問題やトラブルも発生しています。

高齢者に関心が高いとされている「終活」ですが、若い世代も注目すべき、「デジタル終活」について考えてみましょう。

### 1 デジタル終活とは？

データを含む電子機器の取扱いを生前に決めることで、特に、パソコンやスマートフォンなどの電子機器に保存されている個人や家族などの情報、写真、動画、外部には出したくない情報、または遺族の遺産に関わる情報など、電子機器内のデータ及びインターネット上にあるデータ（デジタル遺品）に対する死後の取扱いを考えておく必要があります。（注：デジタル遺産は財産的なもので文中はデジタル遺品で統一記載します。）



## デジタル終活

### デジタル遺産

- ネット銀行の預金
- ネット証券の有価証券
- スマホ決裁サービス
- 投資型クラウドファンディング
- 暗号資産（仮想通貨）
- プリペイド式電子マネー
- 各種ポイント ほか



デジタル遺産は相続でのトラブル、遺産手続きに時間と手間がかかったり、引き継げるものと引き継げないものがあります。

### デジタル遺品

- パソコン、スマホ、タブレット端末、デジタルカメラ
- USBメモリ、SDカード
- SNS等のアカウント
- 知人・友人の連絡先
- 日記や予定表など
- ネットショッピングの利用履歴やクレジットカード情報
- IDやパスワード ほか



紙媒体で記録を残し、誰かに引き継ぎを！



## 2 デジタル遺品を引き継ぐために生前から準備を！

デジタル遺品のトラブルとして、電子機器内のデータを消去しないで処分したことで個人情報が出し悪用される恐れがあることや、月額制のサービスの解約をしないために口座から引き落としがされ続けることがあります。また、ネット口座やネット株取引を、そのままの状態にすると相続漏れの遺産となることもあります。万が一に備えて、端末ごとのロック解除方法や ID、パスワード、退会処理が必要なサイトのアカウントなどをリスト化し、紙で保存しデジタル情報の共有や誰かへの引継ぎをすることをお勧めします。残したいデータは整理してリスト化し、残したくないデータは自分であらかじめ削除するなど事前対策が有効です。

### ▶ デジタルデータのリストを作成しましょう。

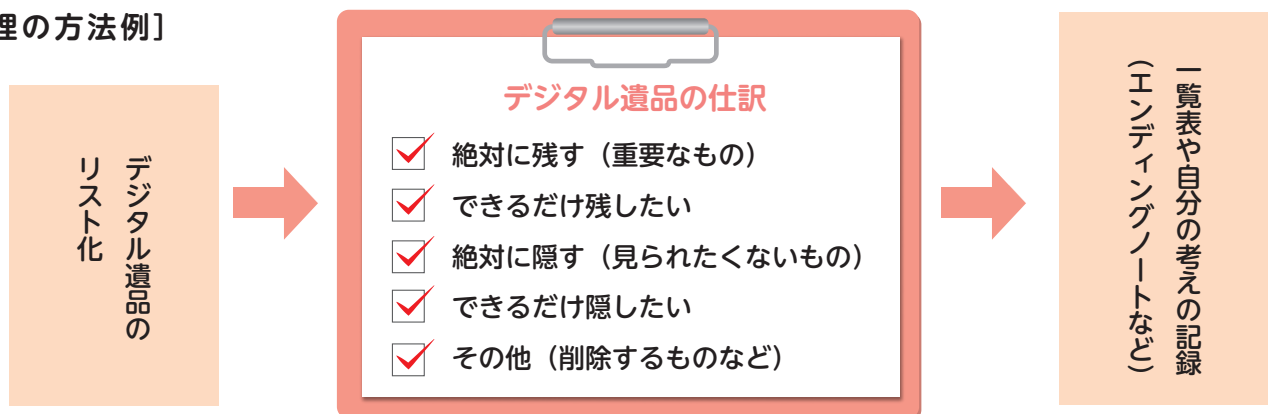
- ▶ パソコンの基本情報…メーカー、ソフトウェア、パスワード、死後の処分方法等
- ▶ パソコン、スマートフォン等のプロバイダやセキュリティ等の契約内容、ID、パスワード
- ▶ SNS、ネットショッピングのアクセス ID やパスワード等
- ▶ 外部記録装置（USB メモリ、外付け HDD 等）



### ▶ 紙媒体で一覧表を作成し、デジタルデータリストのあることを、信頼のける人に伝えておきましょう。（エンディングノートでも可能です）

### ▶ 消去してほしいデータを第三者に事前に依頼することも検討しましょう。（専門サービス利用）

#### [整理の方法例]



#### 例えば… パソコン・携帯電話（スマホ）の処分

- なるべく内容を見ないでほしい
- 内容を見られてもかまわない
- 内容を消去して、廃棄処分してほしい
- 特に考えていないので、家族の判断にまかせる
- 家族が自由に使ってかまわない
- その他

#### 例えば… インターネット関連の処理

- 光回線やプロバイダとの契約を解除してほしい
- ホームページやブログを閉鎖してほしい
- SNS 等に死亡のお知らせを掲載してほしい
- メールアドレス帳に登録した人たちに死亡を知らせてほしい
- その他

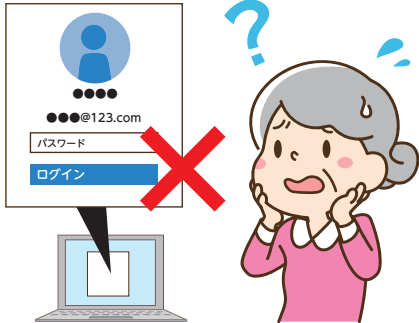
#### 例えば… インターネットで加入したものの整理

- 自動継続の保険など
- ネット銀行などの解約
- サブスク<sup>\*</sup>の解約 ※サブスクリプションの略。一定期間、一定金額で音楽配信や商品を利用できるサービスで自動継続されることが多い。
- その他



### 3 デジタル遺品に関する相談事例

- Q1** 夫が突然倒れ意識が戻らない。夫のパソコンが専門家でもパスワードがわからず開くことができない。夫は毎日サイトにアクセスしていたので、インターネット取引で料金が発生する契約があるのではないかと心配である。



**A** ロックをかけてある場合、パスワードの解析が困難なことが多く、時間と費用がかかります。  
有料サイト等に登録がある場合、クレジットカード払いも考えられるのでクレジット会社に確認をする、請求書などが届いたら請求先に契約内容を問い合わせるなどの方法があります。

- Q2** 突然死した息子から暗号資産を購入していると聞いたことがあるので、残金を引き出したいが、アクセス先や取引状況がわからない。このまま放置したらどうなるか知りたい。

**A** 暗号資産は電子データで、ID やパスワードが不明の場合は現金化できません。放置せずに取引先の暗号資産交換所を特定し確認する必要があります。

#### コラム

### 「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービス（高齢者サポートサービス）の契約をお考えの方へ

親族などに頼れない高齢者を対象に、入院や介護施設への入所時の身元保証をはじめ、安否確認や緊急時対応、身の回りの世話、死亡後の葬儀・納骨などを支援する契約をめぐる消費者トラブルが寄せられています。利用にあたっては事前によく考えてから契約しましょう。

不安があるときは、消費生活センターやおとしより相談センターなどに相談しましょう。

#### ポイント

- 自分が何をしてほしいか明確にして、事業者にしっかりと伝える。
- 事業者ができないことは何か確認し、納得した上で書面に残す。
- 料金は利用のたびにかかるのか、月ごとの場合は使う可能性がある期間を想定して総額を計算してみる。
- 資産状況と照らし合わせて、支払えるか検討する。
- 預託金等の用途や解約時の返金に関する条件について、あらかじめ確認して文書で説明してもらう。
- 誰と何の契約をしているのか書面に残し、緊急連絡先等と共にわかりやすいところに保管する。
- もしもに備え、契約サービス内容や事業者の連絡先を伝えておいたり、分かりやすいところに掲示しておいたりする。